

議第 1 号

令和 7 年 3 月 1 3 日

小山市議会

議長 篠崎 佳之 様

議会運営委員会

委員長 苅部 勉

小山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び小山市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

(提案理由)

令和 6 年 4 月 1 日施行の地方自治法改正に伴い、標準市議会委員会条例にオンライン規定等が追加されたこと、及び所要の規定の整備のため、本条例の改正を提案するものである。

小山市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

小山市議会委員会条例（昭和43年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議には<u>か</u>って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、常任委員からの申出により、会議には<u>か</u>って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に<u>諮</u>って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、常任委員からの申出により、会議に<u>諮</u>って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p>4 略</p>
<p>(表決)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の場合<u>に</u>おいて委員長は、委員として議決に加わることができない。</p>	<p>(表決)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の場合<u>に</u>おいては、委員長は、委員として議決に加わることができない。</p>
<p>(秘密会)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い<u>な</u>いで委員会には<u>か</u>って決める。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p>	<p>(秘密会)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い<u>な</u>いで委員会に<u>諮</u>って決める。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p>

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、小山市議会会議規則(昭和43年議会規則第1号)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 略

(公聴会開催の手続)

第23条 略

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 略

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 略

(公聴会開催の手続)

第23条 略

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、前条の規定により文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 略

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知

子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 略

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通

しなければならない。

3 略

(会議録)

第30条 略

2 前項の会議録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の会議録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、小山市議会 会議規則の定めるところによる。

知しなければならない。

3 略

(会議録)

第30条 略

2 前項の会議録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

この条例は、公布の日から施行する。